

はなぞの園老人デイサービスセンター
(高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）事業所）運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人花園福祉会が開設するはなぞの園老人デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 はなぞの園老人デイサービスセンター
- (2) 所在地 香川県高松市上福岡町2004番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（併設施設の管理者（施設長）と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) 従業者

生活相談員	2名以上（うち、2名介護職員と兼務）
介護職員	4名以上（うち、2名生活相談員と兼務）
看護職員	2名以上（機能訓練指導員と兼務）
機能訓練指導員	2名以上（うち、2名看護職員と兼務）

従業者は、高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）の利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して介護予防通所介護相当サービス計画の作成等を行う。

看護職員は、利用者の健康管理を行う。

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間 午前9時25分～午後4時25分

(高松市介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護事業の利用者も含めて、1日20人とする。

(高松市介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)の内容)

第7条 高松市介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 送迎サービス
- (4) アクティビティの実施

(高松市介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)の利用料等及び支払いの方法)

第8条 高松市介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)を提供した場合の利用料の額は、「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める額とし、高松市介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う高松市介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき20円

- 3 食費 昼食 600円
おやつ 50円

4 オムツ代 実費

5 利用者の希望によるレクリエーション、クラブ活動の材料代 実費

6 複写物の交付 1枚10円

7 日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であると認められるもの 実費

8 第1項から第7項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高松市内全域（庵治町、牟礼町、国分寺町、香川町、香南町、塩江町、島しょ部を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

- 2 事業者は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第13条 事業所は、高松市介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供した高松市介護予防通所介護相当サービス（第 1 号通所事業）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに高松市、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高松市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 継続研修 年 6 回
- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人花園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則
この規程は、平成１８年９月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成１９年１１月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２１年６月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成３０年１月５日から施行する。

附 則
この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成３０年９月１日から施行する。

附 則
この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。